

報告第 9 8 号

平成 1 6 年 6 月 1 0 日承認

環境部会環境保全分科会の事務事業調整方針について

環境部会環境保全分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 6 月 1 0 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第98号

協 議 会 報 告 項 目

環 境 部 会

環境保全分科会 7-5

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
7 - 5 - 1	環境審議会	7/3			7/17	
7 - 5 - 2	環境保全審議会	7/3	10/30		11/11	
7 - 5 - 3	環境保全に関する協定	7/3			7/17	
7 - 5 - 4	環境基本計画	7/3			7/17	
7 - 5 - 5	アクションプログラム(環境基本計画推進第1次アクションプログラム)	7/3			7/17	
7 - 5 - 6	率先実行計画(エコオフィスプログラム)	7/3			7/17	
7 - 5 - 7	ISO14001推進事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 8	地球温暖化対策実行計画	7/3			7/17	
7 - 5 - 9	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指導	7/3			7/17	
7 - 5 - 10	公害苦情調査・指導	7/3			7/17	
7 - 5 - 11	生活排水対策推進計画(河川)	7/3			7/17	
7 - 5 - 12	生活排水対策普及指導員	7/3			7/17	
7 - 5 - 13	空地の適正管理に関する指導	7/3			7/17	
7 - 5 - 14	大気汚染自動測定	7/3			7/17	
7 - 5 - 15	大気汚染簡易測定	7/3			7/17	
7 - 5 - 16	公共用水域水質環境調査	7/3			7/17	
7 - 5 - 17	環境騒音調査	7/3			7/17	
7 - 5 - 18	道路交通振動調査	7/3			7/17	
7 - 5 - 19	工場排水水質調査	7/3			7/17	
7 - 5 - 20	ゴルフ場排水水質調査	7/3			7/17	
7 - 5 - 21	ダイオキシン類調査(大気・水質)	7/3			7/17	

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
7 - 5 - 22	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	7/3			7/17	
7 - 5 - 23	共同汚水処理施設修繕工事補助	7/3			7/17	協議会協議項目(8/20確認)
7 - 5 - 24	共同汚水処理施設維持管理事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 25	合併処理浄化槽設置整備事業補助	7/3	10/30		11/11	協議会協議項目(12/4確認)
7 - 5 - 26	合併処理浄化槽に係る水洗化促進事業補助	4/8			4/8	協議会協議項目
7 - 5 - 27	生活排水路に係る補助	7/3			7/17	
7 - 5 - 28	墓地整備事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 29	合併処理浄化槽維持管理費補助	7/3	10/30		11/11	
7 - 5 - 30	合併処理浄化槽設置に伴う原材料支給事業	7/3	10/30		11/11	
7 - 5 - 31	公衆浴場衛生対策事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 32	環境学習事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 33	墓地等の許可	7/3			7/17	
7 - 5 - 34	墓地の維持管理	7/3			7/17	
7 - 5 - 35	そ族昆虫駆除等事業	7/3			7/17	
7 - 5 - 36	動物の飼養、収容の許可	7/3			7/17	
7 - 5 - 37	死亡獣畜の処理の許可	7/3			7/17	
7 - 5 - 38	畜犬登録事務等	7/3			7/17	
7 - 5 - 39	犬及び猫の不妊手術費等補助金	7/3			6/3	
7 - 5 - 40	環境フェア開催	7/3			7/17	
7 - 5 - 41	ごみポイ捨て防止条例	7/3			7/17	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 環境審議会	<p>市長の諮問に応じ、環境との共生に関する基本的事項等を調査審議するため、又は環境基本計画に関し、意見を聴くため、津市環境審議会を設置している。</p> <p>(1)委員20名以内 (2)学識経験者 (3)関係行政機関の職員 (4)その他市長が必要と認める者を委嘱、又は任命 そのうち、公募委員を2名置く (環境審議会)</p>	<p>市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する基本的事項等を調査審議するため、又は環境基本計画に関し、意見を聴くため、久居市環境審議会を設置している。</p> <p>(1)委員15名以内 (2)環境問題等について知識や意見を持っている者を委嘱、又は任命 (環境審議会)</p>	—	<p>芸濃町における自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議するための町長の諮問機関として、芸濃町環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(1)委員15人以内 (2)町議会の議員 (3)公共的団体等の役員及び学識経験者 (4)関係行政機関の職員 (5)その他町長が必要と認めた者 (6)任期は、2年 (環境保全審議会)</p>	—	<p>自然環境及び生活環境の保全に関する重要事項を調査審議するための町長の諮問機関。</p> <p>(1)委員は10人以内 (2)町議会議員、識見を有する者 (3)その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱又は任命 (4)任期2年 (環境保全審議会)</p>
2 環境保全審議会	—	<p>市内で行われる開発行為(森林伐採を含む)を自然保護・環境保全の観点から審議指導を行う。</p> <p>条例で審議会が設置されており、審議委員は20名以内で、市議会の議員、識見を有する者、関係団体を代表する者、その他市長が必要と認める者を委嘱、又は任命している。 (環境保全審議会)</p>	—	—	—	
3 環境保全に関する協定	<p>市の誘致した工場、住民不安のある産業廃棄物処理施設やゴルフ場と、公害を防止し、快適な環境の保全に努めることを目的として環境保全に関する協定を締結し、この協定により大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の義務を事業者に課すとともに、これらの排出基準の遵守報告書の提出、立入調査等により監視、指導を行う他、事故発生時の措置や増設等の対応も行う。なお、協定(案)の作成に当たっては、三重県公害事前審査会条例(昭和47年三重県条例30号)で設置する三重県公害事前審査会の審査を受け、その結果を反映した内容としている。</p> <p>協定締結数 工場等:20 ゴルフ場:3</p>	同左	<p>町に建設される工場、各種処理施設に対し、公害を防止し、快適な環境の保全に努めることを目的として環境保全に関する協定を締結し、この協定により大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の義務を事業者に課すとともに、これらの排出基準の遵守報告書の提出、立入調査等により監視、指導を行う他、事故発生時の措置や増設等の対応も行う。</p> <p>協定締結数 工場等:20</p>	<p>町に建設される工場、各種処理施設に対し、公害を防止し、快適な環境の保全に努めることを目的として環境保全に関する協定を締結し、この協定により大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の義務を事業者に課すとともに、これらの排出基準の遵守報告書の提出、立入調査等により監視、指導を行う。</p> <p>協定締結数 工場等:8 ゴルフ場:3</p>	<p>公害の防止を推進するため必要と認める場合は事業者に対し公害防止協定の締結を要請している。</p> <p>協定締結数 工場等:3 ゴルフ場:1</p>	<p>公害の防止を推進するため必要と認める場合は事業者に対し公害防止協定の締結を要請している。</p> <p>協定締結数 工場等:12 産廃中間処理施設:2</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 2. 廃止の方向で調整する。 3. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
町長の相談に応じ、環境の保全と創出に関する基本的事項等を調査審議するため、又は環境基本計画に関し、意見を聞くため、香良洲町環境審議会を設置している。 (1)委員は、委員10人以内 (2)地球環境問題について知識や意見を持っている者 (環境保全審議会)(環境審議会)	町長の諮問に応じ、基本計画の策定、快適環境の保全、創造に係ること、自然保護地区の指定に関し、調査審議する。 (1)委員は、委員15名以内 (2)学識経験を有する者 (3)町議会議員 (4)関係行政機関の職員 (5)その他町長が適当と認める者を委嘱、又は任命 (快適環境審議会)	町長の諮問に応じ、環境との共生に関する基本的事項等を調査審議するため、又は環境基本計画に関し、意見を聴くため、白山町環境審議会を設置している。 (1)委員は、委員15名以内 (2)生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見をもっている者の中から町長が委嘱、又は任命 (環境審議会)	町長の諮問に応じ、環境との共生に関する基本的事項等を調査審議するため、又は環境基本計画に関し、意見を聴くため、美杉村環境審議会を設置している。 (1)委員は、委員15名以内 (2)生活、自然、社会や地球環境問題について知識や意見をもっている者の中から村長が委嘱 (環境審議会)	環境基本法第44条に基づく環境審議会で、新市において津市の例により設置するものとし、委員数は、20人程度で調整する。
—	—	—	—	開発行為にかかる部分については、開発指導要綱との調整を図り対応する。(合併と同時に)
香良洲町に進出し、かつ、公害防止を推進するために町長が必要と認めた場合に、事業所に対し公害防止協定の締結を要請し、事業所はこれに応じなければならない。	町内に存する住民不安のある工場、施設やゴルフ場と、公害を防止し、快適な環境の保全に努めることを目的として公害防止に関する協定を締結し、この協定により大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の義務を事業者課すとともに、これらの排出基準の遵守報告書の提出、立入調査等により監視、指導を行う他、事故発生時の措置や増設等の対応も行う。	町内に建設のゴルフ場、工場等と、公害を防止し、快適な環境の保全に努めることを目的として環境保全に関する協定を締結し、この協定により大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策等の義務を事業者課すとともに、これらの排出基準の遵守報告書の提出、立入調査等により監視、指導を行う他、事故発生時の措置や増設等の対応も行う。	津市と同じ	現に各市町村が締結している協定については、それぞれの経緯があり、また、締結者としての地位は、新市に継承されることから、現行のまま、新市に引き継ぐものとするが、内容に大きな差異があるときは、見直しの方向で検討する。 新市において締結する協定については、津市の例により調整する。
協定締結数 工場等:16	協定締結数 工場等:11 ゴルフ場:4 嬉野町との合同締結数 工場等:11	協定締結数 ゴルフ場:11 宅地開発:16 工場等:0	協定締結数 ゴルフ場:2 ホテル:1	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
4 環境基本計画	<p>津市環境基本計画 津市の環境と共生する基本条例に基づき、環境政策を総合的かつ計画的に展開するため策定したものである。</p> <p>目標年次 平成22年度</p>	<p>久居市環境基本計画 久居市の環境と共生する基本条例に基づき、環境政策を総合的かつ計画的に展開するため策定したものである。</p> <p>目標年次 平成22年度</p>	<p>河芸町環境基本計画 地球温暖化防止、廃棄物減量など環境負荷低減の実施である。ISO14001認証取得にあわせて、環境にやさしいまちづくり充実のため策定。</p> <p>目標年次 平成22年度</p>	-	-	-
5 アクションプログラム(環境基本計画推進第1次アクションプログラム)	<p>津市環境基本計画の推進計画と位置付け、平成17年度を目標として、具体的な施策展開を行っている。また、市民、事業者へ普及させるため、市民編及び事業者編を作成し、アクションプログラムに基づく行動の普及を図っている。</p>	-	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度) 5. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度)			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
一志郡環境基本計画 香良洲町環境基本条例に基づき、広域的な広がりを見せる各種の環境問題に適切に対応するために策定した物である。 目標年次 平成22年度	一志郡環境基本計画 一志町環境基本条例に基づき、環境施策を総合的に展開するため、策定したものである。 目標年次 平成22年度	一志郡環境基本計画 白山町環境基本条例に基づき、環境施策を総合的に展開するため、策定したものである。 目標年次 平成22年度	一志郡環境基本計画 美杉村環境基本条例に基づき、環境施策を総合的に展開するため、策定したものである。 目標年次 平成22年度	現在計画をもっている2市4町1村の基本計画の目標年次が平成22年度であることから、新市の総合計画を踏まえ、新しく策定する。 それまでの間は、津市環境基本計画を適用(準用)する。
-	-	-	-	環境基本計画のアクションプログラムであるので、同基本計画にあわせて策定する。 それまでの間は、津市環境基本計画を適用(準用)する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
6 率先実行計画(エコオフィスプログラム)	市自らが、各種の製品を購入したり、サービスを使用する等の経済活動に際して、環境に配慮した行動を実行することにより、環境への負荷を低減させようとする計画で、目標年次を平成17年度とし、燃料、電気、廃棄物、用紙類の使用等について目標を定め、津市エコオフィスプログラムの推進に関する要綱により、進行管理を行っているが、今後、ISO14001による環境マネジメントシステムによる進行管理に移行する予定である。	同左	—	—	—	—
7 ISO14001推進事業	平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門の範囲としその他の認証取得予定の部門については、平成15年度以降の定期審査(サーベイランス)時に拡大取得し、平成17年度には登録を更新するための更新審査を受ける。	平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門の範囲とし、平成17年度には登録を更新するための更新審査を受ける。	・現在本庁以下20施設を対象に認証を取得している。 事務局事務は現在環境課(4人)が兼務している。 ・H15年度 更新審査。 ・H13年度より毎年3名を内部監査員の資格取得講習に派遣。	—	平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門の範囲としその他の認証取得予定の部門については、平成15年度以降の定期審査(サーベイランス)時に拡大取得し平成17年度には登録を更新するための更新審査を受けることとする。	平成13年6月に取得した範囲は、役場本庁舎、教育委員会事務局、中央公民館、体育館、サンヒルズ安濃、水道管理事務所としており、本年度の定期審査も終了している。また小中学校、幼稚園、保育園については認証取得はおこなわないものの、取得範囲と同様の取組みを目指している。
8 地球温暖化対策実行計画	実行計画の目的 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、市の事務事業及び事業活動に関し、将来における温室効果ガスの排出等に関する措置を講ずることによって、地球温暖化対策の推進を図る。 [対象範囲] 市の事務事業 [期間] 平成14年度～17年度 [対象ガス] 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフロロカーボン [目標] 平成17年度を目標として平成12年度から5%削減。 [取り組み] ISO14001に基づく環境マネジメントシステムなどにより推進する。	同左 [目標] 平成17年(平成11年度を基準に10%以上削減)	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	6. 廃止の方向で調整する。 7. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後2年程度) 8. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後3年程度)
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	—	—	—	平成14年3月にISO14001による環境マネジメントシステムの運用を開始したことにより、平成15年5月に要綱を廃止し、当該計画の推進体制の全てを環境マネジメントシステムに移行した。
平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎及び公民館をサイトに掲げ認証取得の予定である。その他の施設に関しては、津市同様に平成15年度以降のサーベイランス時に拡大取得を目指している。	ISO14001認証取得は、本庁舎の施設を対象とする。その他の施設については、未定。	平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門の範囲とする。	平成14年度のISO14001認証取得は、本庁舎と事務関係の施設を中心とした事務部門の範囲について認証取得	市町村により審査登録機関等が異なるため一元化する必要があるが、効率面から既存の津市のシステムを適用し、拡大する方向で調整する。
—	—	実行計画の目的 地球温暖化防止に向けた行動を自ら率先して実行することにより、環境への負荷の低減、計画の普及啓発と推進気運の醸成を図り、町民事業者の取組みの促進に資することを目的とする。 (対象範囲) 町の事務及び事業 (期間) 平成15年～平成19年 (対象ガス) 津市と同じ (目標) 平成19年を目標として平成12年度比 8%以上削減 (取組み) 津市と同じ	—	津市、久居市は目標年次を平成17年、白山町は平成19年として策定している。法定計画であることから、新市においても新たに地球温暖化対策実行計画を策定する。それまでの間は、現計画の数値目標等の見直し調整を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
9 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び三重県生活環境の保全に関する条例に基づく指導	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく勧告・命令並びに三重県生活環境の保全に関する条例に基づく騒音及び振動に関する勧告・命令は、市町村の事務とされているので、必要な調査を実施して、当該措置を行う。	同左	同左	同左	同左	同左
10 公害苦情調査・指導	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動地盤沈下、悪臭等の市民からの苦情に対して現地調査を行い、処理を行うものである。公害苦情は、法的な指導が伴わないものがほとんどであることから、現地調査の上、発生源者への要請や苦情者への説得の方法を採っているが、年々増加傾向である。	同左	同左	同左	同左	同左
11 生活排水対策推進計画(河川)	津市(岩田川流域)生活排水対策推進計画 かつての岩田川の姿を取り戻すことを目的に、生活排水処理施設の整備推進と家庭での発生源対策の普及啓発を基本とした生活対策を計画的かつ総合的に推進する。 計画の目標年度 平成17年度	—	—	—	—	—
12 生活排水対策普及指導員	指導員は、家庭での発生源対策の普及啓発を中心に、市及び住民組織と連携しながら地域で活動する。 (1)指導員の育成のための研修等への参加に関すること (2)生活排水対策の普及に係る調査研究に関すること (3)生活排水対策の実践に係る指導に関すること (4)その他生活排水対策の普及等に関すること	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9. 現行のまま新市に引き継ぐ。 10. 現行のまま新市に引き継ぐ。 11. 廃止の方向で調整する。 12. 廃止の方向で調整する。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
同左	同左	同左	同左	騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく市町村の事務であることから、現行のまま新市に引き継ぐ。
同左	同左	同左	同左	公害紛争処理法(第49条)に基づく公害に関する苦情の適切な処理が地方公共団体の事務となっており、現行のまま新市に引き継ぐ。
-	-	-	-	津市(岩田川流域)生活排水対策推進計画(平成5年3月)の計画終了年度が平成17年度であることから、廃止の方向で調整する。
-	-	-	-	岩田川が平成4年4月、生活排水対策重点地域の指定を受け、平成5年3月策定の津市(岩田川流域)生活排水対策推進計画に基づき生活排水対策を推進してきたが、平成17年度に同計画が終了すること、また既に環境基準を達成していることによる。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	環境部会
関係項目						分科会	環境保全分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
13 空地の適正管理に関する指導	<p>津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例</p> <p>第18条の3 清潔の保持 適正管理等に関する事項を定めている。</p> <p>H13年度実績 空地の雑草苦情件数 119件</p>	<p>あき地の雑草除去に関する条例</p> <p>必要な措置を講ずるよう指導、勧告する。</p> <p>H13年度実績 空地の雑草苦情件数 23件</p>	<p>あき地の雑草除去に関する条例</p> <p>・雑草除去勧告書 ・雑草除去命令書 ・雑草除去委託申請書 委託申請書を提出→1㎡あたり100円を町へ入金→町は業者と契約し草刈実施→業者へ支払い</p> <p>H13年度実績 空地の雑草苦情 7件</p>	<p>条例 なし</p> <p>町有地について適正に管理を行うため、草刈等清掃の実施している。</p>	<p>美里村廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>必要な措置をとるよう勧告する。</p> <p>H13年度実績 空地の雑草苦情件数 1件</p>	<p>安濃町廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>雑草、廃棄物の苦情に対応している。</p> <p>H13年度実績 空地の雑草苦情件数 1件</p>	
14 大気汚染自動測定	<p>(1)垂水配水場に大気観測機器を収納した大気観測車を固定(車両登録を廃止)</p> <p>(2)二酸化硫黄、二酸化窒素、窒素酸化物、光化学オキシダント、全炭化水素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素の24時間連続測定</p> <p>(3)測定結果は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき定める大汚染に係る環境基準で評価行う。</p> <p>(4)機器維持管理は、オーバーホールや動的校正等高度な分野については専門業者に委託しているが、吸収液の調製・交換等は職員が行う。</p>	-	-	-	-	-	
15 大気汚染簡易測定	<p>市内13箇所、二酸化鉛法による硫黄酸化物及びTEAプレート法による二酸化窒素を年間を通じ測定し、大気汚染状況を評価する。</p>	-	-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	13. 津市の例により調整する。(合併と同時) 14. 廃止の方向で調整する。 15. 津市の例により調整する。(合併後1年程度)
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
条例 なし 空き地の雑草駆除に対しては、総務課による文書等での指導を行っている。	一志町廃棄物の減量及び処理等に関する条例 清掃の保持 H13年度実績 空き地の雑草苦情件数 不明	白山町廃棄物の減量及び処理等に関する条例 草刈り等 H13年度実績 空き地の雑草苦情件数 1件	美杉村廃棄物の減量及び処理等に関する条例 清掃の保持 H13年度実績 空き地の雑草苦情件数 なし	
-	-	-	-	区分15. 大気汚染簡易測定による調査範囲を拡大することにより、本測定を廃止する。
-	-	-	-	津市だけ実施しているが、大気汚染状況を簡易にできるメリットがあり、新市においても大気状況を把握するため調査地点を拡大し実施する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
16 公共用水域水質環境調査	市内7河川10地点で月1回及び海域8地点で年間4回、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき定める水質汚濁に係る環境基準の項目を調査し、当該環境基準に基づき評価を行っている。 調査に当たって、特殊な分析機器の必要な項目は、委託により対応しているが、それ以外の項目については、水道局片田浄水場の水質試験室を借りて自前分析を行っている。	市内8河川13地点で月1回、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき定める水質汚濁に係る環境基準の項目を調査し、当該環境基準に基づき評価を行っている。 調査に当たっては、委託により対応している。	H13年度より、田中川三行地区で委託にて水質調査を行っている。	予算はあるが実施なし。	—	町内の主要5河川の水質を職員で採取、検査機関に持ち込んでいる。
17 環境騒音調査	騒音に関する環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に基づき、専ら住居の用に供される地域、主として住居の用に供される地域、相当数の住居と併せて商業、工業等の用途に供される地域等において、環境騒音の測定を行い、評価する。	同左	同左	同左	—	—
18 道路交通振動調査	振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条の規定に基づき、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域、並びに住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域において、道路交通振動の測定を行い、評価する。この場合、必要があるときは、法第16条第1項の規定に基づき、道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を要請する。	同左	同左	同左	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	16. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度) 17. 現行のまま新市に引き継ぐ。 18. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成	市	町	村	の	現	況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町			白山町		美杉村	
町内5箇所排水路を定期的に調査を実施している。	—		町内河川16地点で年2回、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき定める水質汚濁に係る環境基準の項目を調査し、当該環境基準に基づき評価を行っている。調査に当たっては、委託により対応している。		過去19年続けて調査しており、村内3河川9地点で年2回測定、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条の規定に基づき定める水質汚濁に係る環境基準の項目を調査し、当該環境基準に基づき評価を行っている。		現在の県の調査地点を踏まえ、調整のうえ実施していく。
津市に同じ	—		—		—		騒音規制法に基づく市町の事務であり、現行のとおり新市においても実施する。
津市に同じ	—		—		—		振動規制法に基づく市町の事務であり、現行のとおり新市においても実施する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会			
関係項目		分科会	環境保全分科会			
区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
19 工場排水水質調査	工場に実地に立ち入り、水質調査を行い、基準に適合しているか、監視する。 報告 20ヶ所	立入調査 あり 報告19ヶ所	立入調査 なし	立入調査 あり 報告4ヶ所	立入調査 なし	立入調査 あり 報告1ヶ所
20 ゴルフ場排水水質調査	ゴルフ場の実地に立ち入り、農薬等の水質調査を行い、国及び県の基準に適合しているか、監視する。 報告3ヶ所	立入調査 あり 報告3ヶ所	立入調査 なし	立入調査 あり 報告3ヶ所	立入調査 なし	立入調査 なし
21 ダイオキシソ類調査(大気・水質)	大気・水質のダイオキシソ類を採水、委託分析を行い、その結果を「ダイオキシソ類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について(環境庁告示第68号)」による環境基準で評価する。 [大気] ・一般大気 垂水配水場(大気汚染自動測定局で一般大気中の状況を測定) 年間2回 ・特別大気 長谷山市民館(産業廃棄物処理中間施設の影響調査) 年間2回 [水質] ・一般水質 志登茂川、安濃川及び岩田川(環境調査地点で一般水質の状況を測定) 年間2回 ・特別水質 殿村用水(産業廃棄物処理中間施設の影響調査) 年間2回	同左 ・一般大気 榊原市民館 1回/年 ・一般土壌 栗葉小学校他6カ所 1回/年 ・一般水質 蛇川他2カ所 1回/年	水質のダイオキシソ類について、田中川2箇所において年1回実施している。	—	—	・大気質測定 1地点2回、2地点1回 ・ダイオキシソ類等有害大気汚染物質 1地点2回、2地点1回 ・土壌中ダイオキシソ類 1地点1回 ・農業用ため池のダイオキシソ類 2地点1回

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	19. 現行のまま新市に引き継ぐ。 20. 現行のまま新市に引き継ぐ。 21. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
立入調査 あり 2社 年4ヶ所	立入調査 なし 報告 1ヶ所	立入調査 なし	立入調査 なし	環境保全に関する協定締結事業所へのクロスチェックのための行政検査であり、新市においても現行のとおり実施する。 協定締結ゴルフ場へのクロスチェックであり、新市においても現行のとおり実施する。 ダイオキシン類の状況把握については、周辺地区からの要望などを受けてのものもあることから、新市移行後、新しい区域で調査地点を調整検討のうえ実施する。
立入調査 なし	立入調査 なし 報告 4ヶ所	立入調査 あり 報告 8ヶ所 河川水質調査に含め、委託している。	立入調査 あり 毎年1回実施	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	環境部会
関係項目						分科会	環境保全分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
22 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	太陽光発電システムの設置費に対して、費用の一部を助成する。 制度の概要：財団法人新エネルギー財団が実施する住宅用太陽光発電導入促進事業の助成を前提に上乗せ補助を実施。(12万円/kW、4kW上限) H14年度実績 55件 23,254千円	太陽光発電システムの設置費に対して、費用の一部を助成する。 制度の概要：5万円/kW、4kW上限 H13年度実績 9件 1,570千円 H14年度実績 16件 2,890千円	—	—	—	—	
23 共同汚水処理施設修繕工事補助 ※協議会協議項目	①修繕工事費が100万円以上の場合 (ア)開発面積が2.5ha以上又は計画住宅戸数100戸以上の住宅団地であること。 (イ)処理施設の能力が1日あたり100㎡以上であること。 ②修繕工事費が30万円以上の場合 (ア)開発面積が1.3ha以上2.5ha未満、又は計画住宅戸数55戸以上100戸未満の住宅団地であること。 (イ)処理施設の能力が1日あたり90㎡以上100㎡未満であること。 補助金の額 修繕工事に要する経費の1/3に相当する額。300万円を限度。住民で組織するものに限る。 H13年度実績 4,319千円 H14年度実績 2,687千円	—	修繕工事費が1件あたり30万円以上のものに限る。 (1) 開発面積が2.5ha以上又は計画された住宅戸数が50戸以上あること。 (2) 使用開始後5年以上を経過し、浄化槽法に規定する保守管理、清掃、定期検査が確実に行われ、適切な管理がなされていること。 (3) 処理施設の能力が1日あたり100㎡以上であること。 補助金の額 修繕工事に要する経費の1/3以内、1団体300万円限度。自治会、管理組合が運営するもの。2施設あり H13年度実績 433千円 H14年度実績 1,590千円	—	—	工事の経費が30万円以上のもので ①町と宅地開発協議された30戸以上の住宅団地 ②供用開始後5年以上経過していること ③処理能力が1日あたり20立方メートル以上であること。 (補助金額) 修繕工事に要する経費の3分の1以内、同一年度内300万円限度。 (修繕工事の内容) 送風機、破砕機、ポンプ類、電気設備、散気装置、その他町長が必要と認める修繕工事。 対象 自治会のみ5施設 H14年度実績 1,134千円 1件	
24 共同汚水処理施設維持管理事業	—	—	—	—	昭和52年に建設された住宅団地の開発に伴って設置された浄化槽である。 現在では、村が使用料を徴収し、保守点検業者に維持管理を委託しているが、現在既設の管路及び終末処理施設の老朽化が進み全面改築をする必要がある。 現在の計画では、特定環境保全公共下水道としてアクションプログラムにおいて計画している。	—	

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	22. 津市の例により調整する。(合併と同時) 23. 津市の例により調整する。(合併と同時) 24. 現行のまま新市に引き継ぐ。			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	地球温暖化対策としての太陽光発電システムの普及が今後とも必要であるため、国、県制度の動向を見ながら継続実施し、補助金額については、実勢価格も考慮し、検討する。
-	-	-	-	自治会等で管理する一定規模以上の修繕工事に対して補助金を交付する現制度を津市の修繕工事補助内容に合わせる。 ただし、計画住宅戸数及び処理能力については、安濃町の基準を勘案し、「55戸以上」を「30戸以上」に、「90㎡以上」を「40㎡以上」とする。
-	昭和44年に建設された住宅団地(一志団地)の開発に伴って設置された集中浄化槽である。 現在、町が使用料を徴収し保守点検業者に維持管理を委託しているが、既存施設の管路及び終末処理施設の老朽化が進んでいる。 現在の計画では、特定環境保全公共下水道区域として、平成17年度に接続を予定している。	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
25 合併処理浄化槽設置整備事業補助 ※協議会協議項目	下水道の認可区域、農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	下水道の事業計画に定められた区域、農業集落排水処理事業区域、共同処理のため大型合併処理浄化槽を設置する住宅団地等の区域を除く地域で、専用住宅及び小規模店舗等を併設した併用住宅に処理人員が10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	公共下水道事業区域、農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 530,000円 7人槽 617,000円 10人槽 780,000円	農業集落排水事業区域、及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。賃貸住宅への設置は除く。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円
26 合併処理浄化槽に係る水洗化促進事業補助 ※協議会協議項目	平成13年度末で廃止	旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域における合併処理浄化槽の設置による水洗化を促進することにより、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため合併処理浄化槽設置に係る費用のうち、本体及び本体工事を除いた宅内配管工事に要する費用を対象として補助する。 【補助額】 1件につき50万円(限度額)	—	平成15年度末で廃止	平成13年度末で廃止	—
27 生活排水路に係る補助	—	—	・生活雑排水側溝の清掃(一日清掃の日) 処分に対して一戸あたり200円の補助 ・雨水排水側溝に対しては土砂処分の実費	田植えをする前(4月頃)に、棕本の町を通っている農業用水路のヘドロ及びごみ処理を野新田水利組合が清掃したことに対し年4万円の補助をしている。この補助は、棕本の町中を通っている農業用水路は生活排水の主管路も兼ねていることから、生活排水の処理という観点から清掃費において処理している。ゆえに、下水道が整備された場合、この補助の効力はなくなるものと思われる。	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	25. 津市の例により調整する。(合併と同時) 26. 27. 廃止の方向で調整する。
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	下水道の認可区域、農業集落排水事業区域及び住宅団地の集中浄化槽に接続できる区域を除く区域で、専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する方に補助を行っている。 5人槽 354,000円 7人槽 411,000円 10人槽 519,000円	同左	美杉村の区域内において、住居で村に住所を有するもの及び、常勤者を有する事業所等で合併処理浄化槽を設置する方に補助を行う。 5人槽 539,000円 7人槽 679,000円 10人槽 994,000円 11～20人槽 1,527,000円 21人槽以上 2,740,000円	国、県の補助基準の動向を勘案し、津市の例により調整する。ただし、美里村、美杉村の現行の村費上乘せ分は当面の間(5年程度)継続する。なお、事業所にかかる部分は、合併と同時に廃止する方向で調整する。
—	久居市に同じ	—	平成13年度末で廃止	
—	1施設・改良 幅員25cm以上、延長30m以上。但し改良に限り、上記内容以下でも認める場合がある。 2事業費 5万円以上 3共同施設に限る。(2戸以上)	—	生活に起因し、若しくは付随する生活排水と雨水の排水路について、2戸以上の施設で生コン・U字溝・パイプの原材料を支給する。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
28 墓地整備事業	-	-	-	-	-	-
29 合併処理浄化槽維持管理費補助	-	-	-	-	合併処理浄化槽の維持管理費の一部を助成。 助成限度額は、50,000円。	-

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調整の内容	28. 廃止の方向で調整する。 29. 廃止の方向で調整する。
-------	------------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	補助内容 ・墓地の環境整備、拡張整備、移転 事業費の5/10	補助内容 ・土地造成、参道 工事費の3/10以内 限度額 工事費 600万円 ・駐車場 工事費の3/10以内 限度額 工事費 500万円	-	
-	-	-	-	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
30 合併処理浄化槽設置に伴う原材料支給事業	-	-	-	-	-	-
31 公衆浴場衛生対策事業	公衆浴場に要した水道料金相当額 (限度1/2) 10施設 H13年度実績 350万円	公衆浴場の使用する経費のうち電気代のうちの一部補助 補助金額 200千円 1施設 H13年度実績 20万円	(補助していない 1施設)	-	-	-
32 環境学習事業	平成7年度から環境省が「こどもエコクラブ事業」を実施しており、(財)日本環境協会に「こどもエコクラブ全国事務局」が設置されている。市においても、平成7年度に津JEC事務局を環境保全課内に設立し、クラブの募集、登録受付、活動の実施のための情報の提供等の事務を行っている。 この事業を通じて子ども達の地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援している。	同左	-	-	-	-
33 墓地等の許可	平成10年4月1日に県から墓地等経営許可の権限を移譲されて以来、経営許可した件数は6件 [内容] (1)経営の許可 (2)変更又は廃止の許可 (3)立入り検査及び管理者からの報告の徴収 等	同左 経営許可(区域の変更した件数は1件)	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	30. 廃止の方向で調整する。 31. 津市の例により調整する。(合併と同時) 32. 津市の例により調整する。(合併と同時) 33. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	—	—	1戸以上 30万円以内 放流先まで10m以上あれば対象とする。	
—	—	—	—	公衆浴場は、年々経営が厳しくなってきたが、一方で事情により必要な世帯や、地域コミュニティの場としての確保も必要である。
—	平成14年4月、環境改善課内に事務局を設立し、クラブの募集、登録受付、活動の実施に資する情報の提供等々の事務を行っている。	毎年夏休みを利用して町内各小中学校児童生徒を対象に(それぞれ5名程度)一日環境学習会を実施している。	平成7年度より環境省が(財)日本環境協会への委託により「こどもエコクラブ事業」を実践しており、同協会内に「こどもエコクラブ全国事務局」が設置されている。この事業を通じて子ども達の地域の中での主体的な環境学習や実践活動を支援している。	将来の社会システムを環境への負荷の少ない社会へ変革するため必要な施策である。
平成10年4月1日に県から墓地等経営許可の権限を移譲されて以来、経営許可(区域の変更)した件数はなし。	—	—	—	墓地等経営許可の権限が移譲されている。津市、久居市、香良洲町については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時まで調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
34 墓地の維持管理	<p>市有墓地は現在9カ所で、 (1)観音寺墓地及び島崎町墓地について草刈を年3回実施している。 (2)観音寺墓地及び雲出殿木墓地内休憩所は市が維持管理を行っている。 (3)その他の市有墓地については地元住民で維持管理を行っている。</p>	<p>市内には3ヶ所の市営墓園があり、使用貸借の事務、維持管理を行っている。 維持管理・永代使用料については、墓地特別会計を設けている。 維持管理に関して2団体に委託し、委託料として102万円/年を支払っている。 ・永代使用料 21万円～42万円 ・空き区画 50区画</p>	—	<p>町有墓地 8ヶ所 維持管理はそれぞれ地元住民で行っている。</p>	—	<p>安濃町墓地公園(1箇所:野口地内)の管理 電気、水道、浄化槽の維持、区域内の清掃、除草作業については人材センターに委託 (内容) 町営で平成11年設立。92区画 維持管理費 年3000円 永代使用料 200,000円 空き 9区画</p>
35 そ族昆虫駆除等事業	<p>これまで、蚊・蠅などの衛生害虫の駆除については、希望世帯へ殺虫剤の配布を行い、また、ねずみの駆除についても同様に殺虫剤の配布を行ってきたが、伝染予防法の廃止(平成11年4月1日施行)に伴い、生活環境衛生の向上、化学薬剤による環境汚染の問題などから取りやめることにした。 平成12年度からは、環境美化の推進のため自治会での一斉清掃等で要請があれば殺虫剤を支給している。 また、殺虫剤についても自治会の要請に応じた支給を行っている。</p>	<p>毎年希望する自治会単位で床下消毒を実施し、機械の貸与とピレハイス油剤の提供をしている。また、実施自治会に対し1軒400円の助成金を支出している。</p>	—	<p>害虫駆除について、町所有(据え置き型7台、災害用移動式1台)を住民の方に無償で貸し出しをしている。 また、消毒薬の一部補助について、自治体婦人会等の団体に対し、年1回のみ、実施世帯数に1戸当たり180円を乗算した金額か、団体が使用した薬代のどちらかの低い金額を交付している。</p>	—	<p>薬剤の配布は行っていない。蜂の駆除についての問い合わせは多いが、専門業者の案内、防護服の貸し出しのみを行っている。</p>
36 動物の飼養、収容の許可	<p>平成13年度許可申請はなし。 [内容] (1)動物の飼養及び収容の許可 (2)動物の種類等の届出の受理 (3)構造設備の改善命令等</p>	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	34. 現行のまま新市に引き継ぐ。 35. 新市に移行後、速やかに調整する。(合併と同時) 36. 現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
町営墓地だけでなく、香良洲公園等を含めた維持管理を行う管理人と契約を結び維持管理を行っている。 (内容) 草刈、ゴミ清掃を主な業務にしている。 町民ばかりでなく、県内外の人も所有者であるので、維持管理費は徴収していない。 永代使用料 50,000円 空き 210区画	今年4月、一志町初の町営墓地をスタートし、墓地維持管理組合を設立し、運営が始まったところである。 (内容) 町が土地を購入し、252区画造成後売り出した。墓地維持管理組合を設立し、年5000円の組合費を徴収し、運営している。 永代使用料 120,000円 空き なし	-	-	市有墓地、市営墓地、町営墓地が存在するが、維持管理内容等を調整する。
薬剤の支給及び機械の貸し出しを行っている。	環境美化の推進のため自治会での一斉清掃等で要請があれば殺虫剤を支給している。	自治会での家屋一斉消毒等で機械、燃料、消毒液を支給している。	蜂等の害虫駆除は専門家の紹介を行う。消毒器機の貸し出しを行う	制度は、現行のまま引き継ぐ。 ただし、現物支給は行うが、金銭の助成は廃止することで調整する。
-	-	-	-	津市については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時まで調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目							専門部会	環境部会
関係項目							分科会	環境保全分科会
区分	構成市町村の現況							
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町		
37 死亡獣畜の処理の許可	死亡獣畜の施設外での解体等の処理の許可につき、三重県から権限を移譲されている。 ここ数十年来許可申請はなし。	—	—	—	—	—		
38 畜犬登録事務	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録(生涯1回)について啓発し、保健センター及び協力動物病院で登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録(生涯1回)について啓発し、市役所で登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録について啓発、登録事務。 集合注射の案内状を発送し、集合注射を実施。 協力動物病院で実施。 ・野犬捕獲作業 ・犬猫避妊・去勢補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録(生涯1回)について啓発し、役場住民課及び委託業務を結んでいる動物病院で登録する。 ・年に1回各地区における集団注射の実施と年間を通して動物病院で、狂犬病予防注射を実施する。その際、注射をした証明として狂犬病予防注射済票を交付する。(手続きとして、動物病院で注射済証明書を持参し役場住民課で交付を受けるか、委託業務を結んでいる動物病院で注射と同時に交付を受けるかする。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録(生涯1回)について啓発し、役場窓口及び年1回各地区(巡回)における集合注射実施時に登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録(生涯1回)について啓発し、環境下水道課及び協力動物病院で登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。 		
39 犬及び猫の不妊手術費等補助金	平成11年度から廃止	犬及び猫の不妊手術費等補助金	避妊手術費助成金	犬及び猫の不妊手術費等補助金	犬の不妊手術費等補助金	犬及び猫の不妊手術費等補助金		
		犬(オス) 1,500円 犬(メス) 3,000円 猫(オス) 1,500円 猫(メス) 2,000円	犬 3,000円 猫 3,000円	犬(オス) 1,500円 犬(メス) 3,000円 猫(オス) 1,500円 猫(メス) 2,000円	犬(メス) 3,000円	犬(オス) 1,500円 犬(メス) 3,000円 猫(オス) 1,500円 猫(メス) 2,000円		
	H9年度実績 1,027,000円	H14年度実績 292,500円	H14年度実績 231,000円	H14年度実績 60,500円	H14年度実績 3,000円	H14年度実績 206,000円		

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	37. 現行のまま新市に引き継ぐ。 38. 津市の例により調整する。(合併と同時に) 39. 合併までに調整する。			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	津市については、県の事務処理特例条例により県の権限に属する事務を処理しているが、県との協議もあり、合併時までに調整する。
・犬の登録(生涯1回)及び狂犬病予防注射(毎年1回)について啓発し、登録事務を行う。 ・年に1回各地区における集合注射を実施すると共に、年間を通じて契約病院においての予防注射を実施している。	・犬の登録(生涯1回)について啓発し、協力動物病院においても登録する。 ・年1回各地区集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。	・犬の登録(生涯1回)について啓発し、環境衛生課及び協力動物病院で登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。	・犬の登録(生涯1回)について啓発し、環境課で登録する。 ・年に1回各地区における集合注射の実施と年間を通して協力動物病院で実施する。	電算システムについて、各市町村で合併までに調整する。
飼犬等避妊手術費助成金 犬 3,000円 猫 3,000円 H14年度実績 57,000円	犬及び猫の避妊手術費等補助金 犬 3,000円 猫 3,000円 H14年度実績 144,000円	犬及び猫の避妊手術費等補助金 犬 3,000円 猫 3,000円 H14年度実績 165,000円	犬及び猫の避妊手術費等補助金 犬 3,000円 猫 3,000円 H14年度実績 117,000円	9市町村合計 H14年度実績 1,276,000円

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	環境部会
関係項目		分科会	環境保全

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
40 環境フェア開催	毎年1回開催 ・舞台コーナー…演劇や楽器演奏など、舞台を利用して行う催し物であれば何でも良い。ただし、環境問題をテーマにした催し物に限る。 ・展示コーナー…環境保全活動や取り組み又は研究の成果を発表する展示。 ・体験コーナー…工作やゲームなど、来場する一般客が参加し、楽しみながら環境問題への関心を深めることができるもの。	毎年1回開催 ・ごみ分別クイズ・無洗米キャンペーン・子供エコクラブの発表・エコ久居によるリサイクルバザーなど環境問題とリサイクルに関心を深める	-	-	-	・フリーマーケット、環境アンケート、模型展示、パネル展示、水質チェック、ごみ分別コーナー
41 ごみポイ捨て防止条例	-	久居市ごみポイ捨て防止条例 ・市内における空き缶及びタバコの吸い殻等の投棄防止を目的にしており、勧告や命令を設けて市民周知の徹底を図った。	-	-	-	-

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	40. 津市の例により調整する。(合併と同時) 41. 新市移行後、速やかに調整する。(合併後1年程度)				
構成	市	町	村	の現況	調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村		
-	・町の諸行事時に、「ごみステーション」を設置し、ごみの分別等について啓発を行っている。	・毎年1回開催される白山町健康福祉まつりに環境コーナーを設置し、環境問題への関心を深めてもらおう。	毎年1回開催(森林の日に近い日曜日)、はつらつフェスタ等で、環境コーナーを設置している。		最近の環境問題には、我々の日常生活が大きくかかわっているため、一人でも多くの人に環境への関心を持ってもらい、環境保全行動につなげるため必要なイベントである。合併時までにはイベントの再整理を行う。
久居市と同じ	同左	同左	同左		新市に移行後、そのあり方を検討する。